

日程・会場・受講料

		※すべて税込価格		
第1講座	相続財産の構成範囲	【1日目】4月11日(土) 【2日目】4月12日(日)	2日間 60,000円	
第2講座	みなし相続財産	【1日目】7月28日(火) 【2日目】7月29日(水)	2日間 60,000円	全4講座一括 200,000円
第3講座	債務控除(債務・葬式費用)	【1日目】10月30日(金) 【2日目】10月31日(土)	2日間 60,000円	2月末まで 180,000円
第4講座	小規模宅地等の課税特例	【1日目】2027年1月25日(月) 【2日目】2027年1月26日(火)	2日間 60,000円	

割引

早期割引:2026年2月末日までの申込みで全4講座一括 180,000円

無料:資産税ビジョン会員 半額:資産税実務2026全講座受講者

定員

40名様

会場

ウインクあいち (愛知県産業労働センター)

12階1204号室

名古屋市中村区名駅4丁目4-38

・JR名古屋駅 桜通りからミッドランドスクエア方面 徒歩5分



笹岡宏保税理士 特別研修会[名古屋] 申込書

FAX送信先 03-5539-3751

HPからの申込みは[こちら](https://farbe-net.com/) <https://farbe-net.com/>

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

※諸事情により、日程変更もしくは中止になる場合がございます。

■受講講座

第1講座 第2講座 第3講座 第4講座 全講座一括

■氏名 / フリガナ

■事務所名

■ご住所

■TEL

■FAX

■E-mailアドレス
※必ずご記入ください。



笹岡宏保 税理士

1年間(全8日間)で確認する!!

相続税の課税実務事例

全4講座 8日間

名古屋 開催

会場受講限定

※オンラインLIVEはありません

1年間で4講座(全8日(連続2日×4回))をもって、相続税の課税実務のなかでも経験する可能性の高そうな項目を選択して関連する裁判例(判例)及び裁決事例に基づいて、適切な法令解釈等を確認します。

第1講座

相続財産の構成範囲

全2日

第2講座

みなし相続財産

全2日

第3講座

債務控除(債務・葬式費用)

全2日

第4講座

小規模宅地等の課税特例

全2日

1講座(2日間) 60,000円(税込)／全4講座 200,000円(税込)

早期割引:180,000円(2月末日まで)

Farbe

第1講座

相続財産の構成範囲

全2日

【1日目】4月11日(土) 【2日目】4月12日(日) 10:30 ~ 17:00

本講座では、すばり、ある財産が相続税の課税対象とされる本来の相続財産(民法上の財産)に該当するか否かについて、種々の事例を題材にして検討します。

検討一例

- 老人ホームの入居返還金
- 相続開始時において係争中の財産
- 所在が不明の財産 等々

第2講座

みなし相続財産

全2日

【1日目】7月28日(火) 【2日目】7月29日(水) 10:30 ~ 17:00

本講座では、本来の相続財産(民法上の財産)には該当しないものの、相続税法固有の概念から課税対象財産とみなされる「みなし相続財産」について、種々の事例を題材に検討します。

検討一例

- 生命保険金等に係る保険料負担者の判定
- 非課税とされる弔慰金等の判定
- 損害賠償請求権(不当利得返還請求権)とみなし贈与との判断分岐点

第3講座

債務控除(債務・葬式費用)

全2日

【1日目】10月30日(金) 【2日目】10月31日(土) 10:30 ~ 17:00

本講座では、相続税の債務控除を債務と葬式費用とに区分して、それぞれの控除の可否判断に係るポイントを種々の事例を題材に検討します。

検討一例

- 【債務】
- 相続財産である建物の相続税評価額を超える当該建物の取得未払金に係る債務控除の可否
 - 条件付債務免除契約がある銀行借入金につき、条件未成就前に借主に相続開始があった場合の債務控除可能額 等々

【葬式費用】

- 葬式会場で会葬者に交付した商品券の葬式費用該当性
- 葬式当日の夕方に「初七日法会」の席を設けた場合の当該初七日法会費用の葬式費用該当性

第4講座

小規模宅地等の課税特例

全2日

【1日目】2027年1月25日(月) 【2日目】2027年1月26日(火) 10:30 ~ 17:00

本講座では、相続税の課税特例である小規模宅地等の課税特例の適用可否判断に係るポイントを種々の事例を題材に検討します。

検討一例

- 適用要件である「相続開始の直前」の意義
- 適用要件である「被相続人と生計を一にしていた親族」の意義
- 適用要件である「居住用建物の建築中」の意義
- 未分割財産が分割されたことにより小規模宅地等の課税特例の適用を受ける場合における更正の請求期限の起算日の意義
- 相続財産が相続税の申告期限から3年以内に分割されなかったことにつき、「やむを得ない事情」の意義 等々